

第三十回国会 社会労働委員会 議院 議案 第二十四号

昭和三十四年三月二十六日(大曜日)  
午前十一時四分開議

出席委員

委員長 園田 直君  
理事大石 武一君 理事大坪 保雄君  
理事田中 正巳君 理事八田 貞義君  
理事藤本 捨助君 理事五島 虎雄君  
理事滝井 義高君  
大橋 武夫君 龜山 孝一君  
藏内 修治君 中山 マサ君  
二階堂 進君 伊藤よし子君  
大原 亨君 岡本 隆一君  
多賀谷真穂君 堤 ツルヨ君  
中村 英男君 八木 一男君

出席政府委員

厚生政務次官 池田 清志君  
厚生事務官 森本 潔君  
(大臣官房長)  
厚生事務官 安田 巖君  
(社会局長)

委員外の出席者

議員 長谷川 保君  
専門 員 川井 章知君

三月二十六日

委員二階堂進君辞任につき、その補欠として増田甲子七君が議長の名で委員に選任された。

同日  
委員増田甲子七君辞任につき、その補欠として二階堂進君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件  
クリーニング業法の一部を改正する

第一類第七号

社会労働委員会議案第二十四号 昭和三十四年三月二十六日

法律案(大石武一君外九名提出、衆法第五七号)

○園田委員長 これより会議を開きます。まず去る二十三日付託になりましたクリーニング業法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まず去る二十三日付託になりましたクリーニング業法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず提出者よりその趣旨の説明を聴取いたします。長谷川保君。

クリーニング業法の一部を改正する法律案  
クリーニング業法の一部を改正する法律

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公衆衛生」を「主として公衆衛生」に改める。

第三条第二項中「左に掲げる措置」を「前項に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加え、同条同項を同条第三項とする。

四 洗場については、床が、不透水性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。)で築造され、これに適當な排水口が設けられていること

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。

第四条中「常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所」を「クリーニング所(洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。)」に改める。

第五条第一項中「前条の規定により置いた」を削る。

第十六条中「二千元」を「二千元」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後のクリーニング業法(以下「新法」という。)第三条第二項の規定は、この法律の施行の際現に開設されている洗たく物の洗たくをするクリーニング所については、この法律の施行の日から起算して二年間は、適用しない。

3 新法第三条第三項第四号の規定は、この法律の施行の際現に開設されている洗たく物の洗たくをするクリーニング所の洗場については、この法律の施行の日から起算して一年間は、適用しない。

して一年間は、適用しない。

4 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第四条本文中「常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所」とあるのは、「常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所」と読み替えるものとする。

理由

クリーニング業法の施行状況にかんがみ、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に業務用の機械として洗たく機及び脱水機を少なくとも一台備えなければならないこととするのと同時に、クリーニング所には、洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除き、すべてクリーニング師を置くこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○長谷川保君 クリーニング業法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

近年国民の生活水準の向上に伴い、クリーニング業界の発展が目ざましいものがあります。昭和二十五年クリーニング業法が制定せられ、自後、各都道府県においてそれぞれ所要の条令、規則が制定せられ、公衆衛生上着実にその効果を上げてきたのであります。

が、今回さらに一步を進めて所要の改正を行い、斯業の発展と環境衛生の向上を期することとなりました。

改正のおもなる点は、一、従来常時

五人以上の従事者を使用するクリーニング所ごとに、一人以上のクリーニング師を置くこととなつておりました。

が、最近における各種化学繊維製品の急速な発達等に対応し、かつ、公衆衛生上遺憾なきを期するため、今後二カ

年を期して、すべてのクリーニング所にクリーニング師を必置することに改めたこと。二、洗いの床はコンクリート、タイル等不透水性材料をもつて築造し、かつ排水を完全にしてネズミ、蚊、ウジ、ハエ等の発生を防止すること。及び三、最近における高温洗剤の普及等に伴い、従業者の手指その他の健康の保全をはかり、あわせてその労働過重を防ぐために、これまた今後二年を期して、業務用の洗濯機械と脱水機を必置させること。その他これらに伴う所要の改正をいたさんとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○園田委員長 以上で趣旨の説明は終了しました。なお、本案についての質疑は後日に譲ることいたします。

このまま休憩いたします。  
午前十一時八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

社会労働委員会議録第四号中正誤

八少段 行 誤 正

二 九 (山村庄之(菅野和太  
助君紹介)郎君外一名  
紹介)

社会労働委員会議録第二十一号中正  
誤

八少段 行 誤 正

二 一 六 (山村庄之(菅野和太  
助君紹介)郎君外一名  
紹介)